

道内事業者の皆様へ

道 特 別 支 援 金

時短・外出自粛等による影響緩和

申請の手引き

2021年3月26日

道特別支援金事務局

道特別支援金とは？

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や外出・往来自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様にも経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設します。

対象となる方

- ① 時短対象飲食店等との取引がある事業者
- ② 外出・往来自粛の要請等による影響を受けた事業者

給付額

法人 **20万円** / 個人事業者等 **10万円**

※道の特別支援金に申請いただく前に、**国の一時支援金**に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。**道内事業者の方も該当する可能性があります。**

(法人) 最大 **60万円** / (個人事業者等) 最大 **30万円**

受付期間

2021年4月1日（木）～8月31日（火）

※郵送の場合は8月31日（火）消印有効

※WEB申請は4月12日（月）より開始（予定）

問い合わせ

相談窓口

道特別支援金コールセンターを設置いたします。電話番号・受付時間等は、決定次第、北海道庁HP内にて情報公開いたします。（2021年4月1日より稼働予定）

「道特別支援金」の不正受給は犯罪です。

下記の①または②において、2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年同月比50%以上減少していること

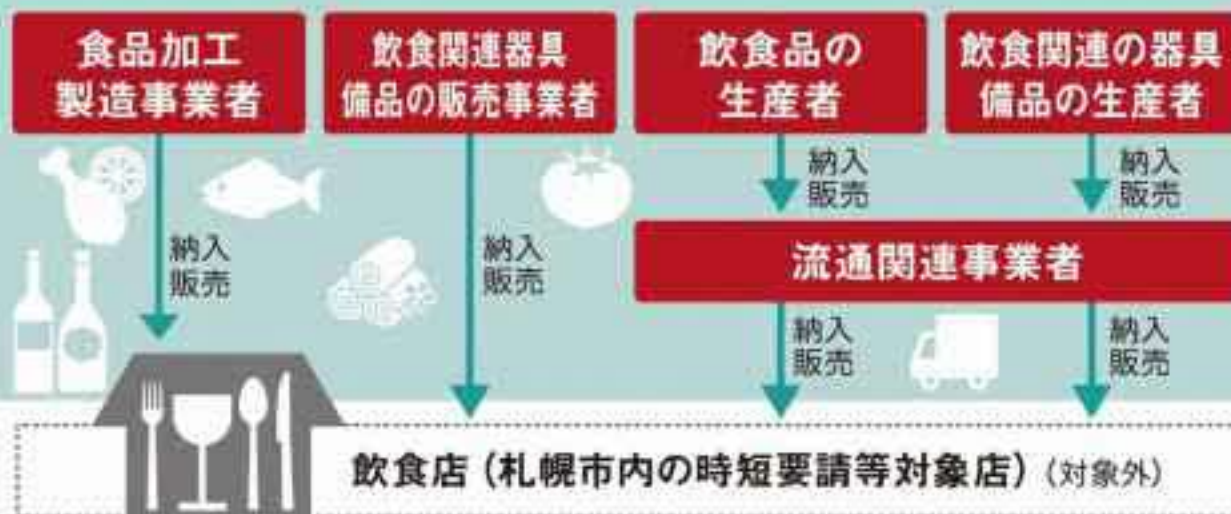
※2021年1月、2月又は3月の売上の場合には前々年同月との比較でも可

給付対象

1

札幌市内の時短等要請対象飲食店との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。

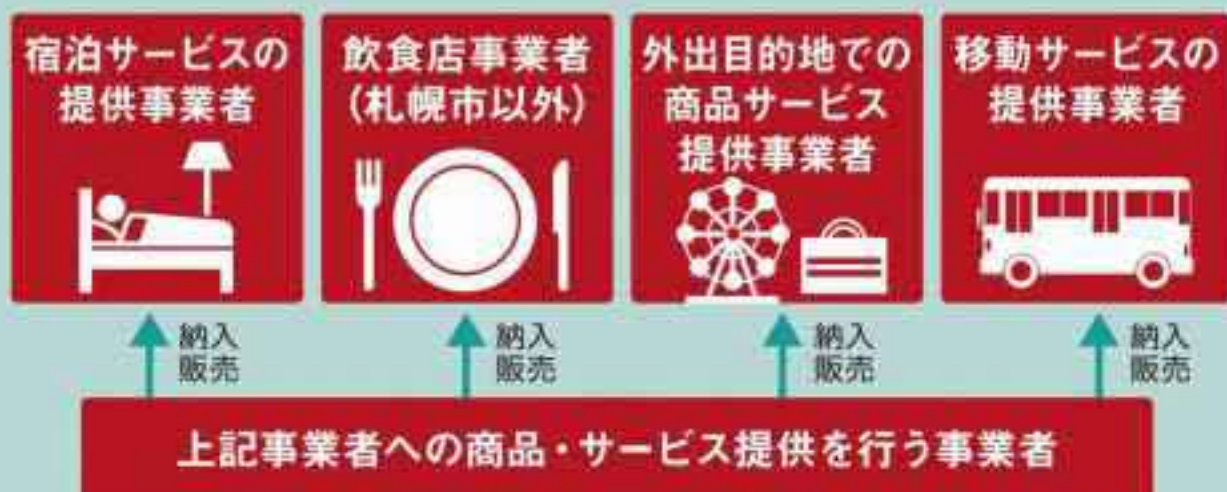


給付対象

2

北海道内外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、飲食店 (札幌市以外) など人流減少の影響を受けた事業者を想定。



【目次】

1. 給付要件を確認する	P4～6
2. 申請する	P7～11
3. 証拠書類等の確認 中小法人等	P12～21
4. 証拠書類等の確認 個人事業者等	P22～31
5. 特例申請の確認	P32
6. 保存書類	P33～46
7. FAQ	P47

支援金の重複受給について

道の特別支援金に申請いただく前に、現在、申請を受け付けている国の一時支援金等に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。
※下記のどれか一つのみ、受給可能です。



- 国の一時支援金（法人:上限60万円 個人:上限30万円）
- 札幌市内飲食店等の時短協力支援金
- 道の特別支援金（法人:20万円 個人:10万円）

国の一時支援金 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」

2021年1月に11都府県を対象に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に一時支援金が給付されるものです。

要件1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること

要件2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = (2019年又は2020年の対象期間^{※1}の合計売上) - (2021年の対象月^{※2}の売上 × 3ヶ月)
※1: 1月～3月、 ※2: 対象期間から任意に選択した月

【中小法人等】 上限 **60** 万円 【個人事業者等】 上限 **30** 万円

申請受付期間 2021年 **3月8日(月)** ～ **5月31日(月)**

● **国の一時支援金事務局**にご相談、お問い合わせください

ホームページ

URL: <https://ichijishienkin.go.jp/>

相談窓口

TEL: 0120-211-240 IP電話等からの相談: 03-6629-0479 (※通話料がかかります)

国の一時支援金が受給
できないと判断される場合

申請受付開始（4月1日）後、道の特別支援金を申請いただくことが可能です
（道の給付要件を満たすことが必要です）。

※国の一時支援金と道の特別支援金は、どちらかのみを受給できます。

給付要件

【給付要件】

- ・知事が行う時短等の要請に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店等と直接・間接の取引があること、又は不要不急の外出・往來の自粛による影響を受けたこと。
 - ・2020年11月～2021年3月の期間（以下「対象期間」という。）のうち、いずれかの月で月間事業収入が前年または前々年同月と比較して50%以上減少した月があること。
 - ・対象期間のうち、2019年又は2020年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。
 - ・一時支援金（国）を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと
 - ・道特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- ※尚、支援金は店舗単位ではなく事業者単位で給付します。

【給付対象者】

- ・中小法人等、フリーランスを含む個人事業者
- ※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
※資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- ※個人の場合、道内に住所を有していること

【不給付要件】

1. 道特別支援金の給付通知を受け取った者
2. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
4. 政治団体
5. 宗教上の組織又は団体
6. 国の一時支援金の給付を受けた事業者
7. 飲食店であって、知事による営業時間短縮・休業要請等の対象となっていた事業者
8. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。
9. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
10. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者。
11. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
12. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
13. 1～12に掲げる者のほか、特別支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者

給付対象となる売上の減少率の考え方

対象月（2020年11月～2021年3月）の月額売上が、前年もしくは前々年の同月の月額売上額と比べ50%以上減少していることが要件となります。



基準月（コロナ禍の影響を受けていない月）として指定できる月は2019年1～3月、11～12月、2020年1～3月のいずれか1ヶ月です。

【直前年度で比較する場合】

<基準年>

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

基準月

比較

50%以上減少

対象月

<対象年>

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		70	70	70	50	80	90	50	80	70	40	60

【前々年度で比較する場合】

<基準年>

2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		100	100	100	100	100	100	100	160	100	30	80

基準月

比較

50%以上減少

対象月

<対象年>

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		70	70	70	50	80	90	50	80	70	20	50

※基準月を2018年度（前々年度）とする場合は1月～3月のみの比較となります。

※対象月のいずれかの月が50%を超えていれば対象となります。
 ※個人事業主で白色申告、青色申告（農業所得・現金主義）をされている場合、**確定申告済の年間事業収入を12で割った額**を月額売上とみなします。

例) 2019年事業収入1200万 ÷ 12 = 月額売上高100万

道特別支援金の申請手順

電子申請の場合

郵送申請の場合

※4月12日（月）開始予定

1 道特別支援金のホームページにアクセス

1 申請書類を入手
・道庁HPからダウンロード
・（総合）振興局や道内の各市町村で入手

2 申請内容の入力（記入）・確認を実施
①申請者基本情報 ②売上額 ③振込口座情報

3 必要書類を添付

- ①基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控え
 - ・確定申告書別表一
 - ・法人事業概況説明書
- ②2020年11月から2021年3月までの間で、対前年同月比で50%以上売上が減少している月（対象月）の月間事業収入がわかる書類（売上台帳等）
- ③（法人）履歴事項全部証明書※申請時から3か月以内に発行されたものに限ります。
（個人）本人確認書類
- ④通帳の写し
- ⑤宣誓・同意書
- ⑥その他事務局が必要と認める書類

※1 収受日付印が押されている必要があります。（e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が必要となります）

※2 本人確認書類および通帳の写しについては、令和2年度「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」の受給者は省略することが可能です。省略する場合、別途上記支援金通知書の提出が必要となります。

申請

申請内容に不備がなければ、審査完了後ご登録の口座に入金

【要件内容】

要件1 ※いずれかをチェック	① 時短対象飲食店等との取引	<input checked="" type="checkbox"/> 時短対象飲食店等（※）との直接取引がある事業者 ※2020年11月～2021年3月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の札幌市内飲食店				
		主な取引飲食店名	居酒屋 北海道庁			
		店舗住所	札幌市 ●●区南●条東●丁目1-1			
		主な理由	<input checked="" type="checkbox"/>	取引先飲食店が営業時間を短縮したことにより売上が減少した		
			<input type="checkbox"/>	取引先飲食店が休業（閉業）したことにより売上が減少した		
			<input type="checkbox"/>	その他（ ）		
		<input type="checkbox"/> 時短対象飲食店等との間接取引がある事業者				
		商品・サービスを納入する事業者名				
		商品・サービスを納入する事業者の住所				
		主な理由	<input type="checkbox"/>	取引先飲食店が営業時間を短縮したことにより売上が減少した		
<input type="checkbox"/>	取引先飲食店が休業（閉業）したことにより売上が減少した					
<input type="checkbox"/>	その他（ ）					
要件内容	② 外出・往來の自粛要請等による影響	<input type="checkbox"/> 主に対面で個人向けに商品・サービス提供をする事業者				
		主な理由	<input type="checkbox"/>	外出自粛等の影響により、商品の提供が減少し、売上が減少した		
			<input type="checkbox"/>	外出自粛等の影響により、サービスを提供するお客様が減少し、売上が減少した		
			<input type="checkbox"/>	その他（ ）		
		<input type="checkbox"/> 上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者				
		主な理由	<input type="checkbox"/>	外出自粛等の影響により、商品への提供が減少し、売上が減少した		
			<input type="checkbox"/>	外出自粛等の影響により、サービスを提供するお客様が減少し、売上が減少した		
			<input type="checkbox"/>	その他（ ）		
		要件1に係る保存資料	<input type="checkbox"/> 取引内容が確認できる帳簿書類等資料の保存			
		要件2	基準月		対象月	
			2019.11	2020.11		
			2019.12	2020.12		
2019.01	2020.01		1,000,000	2021.01	500,000	
2019.02	2020.02			2021.02		
2019.03	2020.03		2021.03			

※基準月の売上と同月の対象月の売上を記載してください。

基準月については確定申告書、対象月については売上台帳より記載してください。

提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

確定申告書	<input checked="" type="checkbox"/>	売上台帳	<input checked="" type="checkbox"/>	宣誓・同意書	<input checked="" type="checkbox"/>	本人確認書類(個人のみ)	<input type="checkbox"/>
履歴事項全部証明書(法人のみ)	<input checked="" type="checkbox"/>	通帳の写し(オモテ面・通帳を開いた1、2ページ)	<input checked="" type="checkbox"/>				

日本標準産業分類コード表

申請時の業種については、下図日本標準産業分類コードを参照し、該当するコードを記入してください。

業界(産業)分類コード表

大分類	中分類	大分類	中分類	大分類	中分類	
A 農業・林業	010 農業	II 情報通信業	370 通信業	L 学術研究、専門・技術サービス業	710 学術・研究開発	
	020 林業		380 放送業		720 専門サービス業(他に分類されないもの)	
B 漁業	030 漁業(水産資源種別を跨ぐ)		390 情報サービス業		M 宿泊業、飲食サービス業	730 広業業
	040 水産資源種別業		400 インターネット・接続サービス業			740 技術サービス業(他に分類されないもの)
C 建設業	050 建築、採石業、採掘採取業	410 映像・音声・文字情報制作業	N 宿泊業、飲食サービス業	750 宿泊業		
	060 総合工事業	420 放送業		760 飲食店		
	070 建築工事業(設備工事業を除く)	430 道路旅客運送業		770 持ち帰り・配達飲食サービス業		
080 設備工事業	440 運送貨物運送業	450 水運業		780 派遣・労働・業務・派遣業		
D 製造業	090 食料品製造業	H 運輸業、郵便業	460 航空業	O 教育、学習支援業	790 その他の生活関連サービス業	
	100 飲料・たばこ・煙草製造業		470 航空運送業		800 郵便業	
	110 繊維工業		480 倉庫業		810 学校教育	
	120 木材・木製品製造業(家具を除く)		490 運輸に利用するサービス業		820 その他の教育、学習支援業	
	130 窯業・土石製品製造業	500 郵便業(配達便事業を含む)	P 採掘、採石	830 医療		
	140 ハルゴ・紙・紙加工品製造業	510 郵便・郵便等物送達業		840 保健衛生		
	150 印刷・刷製業	520 飲食料品卸売業		850 社会福祉・社会福祉・介護事業		
	160 化学工業	530 建築材料、鉄物・金属材料等卸売業		860 郵便局		
	170 石炭製品・石油製品製造業	540 繊維等具卸売業	Q サービス業 (他に分類されないもの)	870 宿泊組合(他に分類されないもの)		
	180 プラスチック製品製造業(別項を除く)	550 その他の卸売業		880 海運物処理事業		
	190 ゴム製品製造業	560 各種商品小売業		890 船舶運送業		
	200 金属・金属製品製造業	570 繊維・衣服・身の回り品小売業		900 船舶等修繕業(別項を除く)		
	210 窯業・土石製品製造業	580 飲食料品小売業	R サービス業 (他に分類されないもの)	910 職業紹介・労働派遣業		
	220 鉄鋼業	590 繊維等具小売業		920 その他の事業サービス業		
230 非鉄金属製造業	600 その他の小売業	930 政治・経済・文化団体				
240 金属製品製造業	610 無店舗小売業	940 宗教				
250 はん・印刷複製業	620 銀行業	S 娯楽、文化・スポーツ (他に分類されないもの)	950 その他のサービス業			
260 印刷複製業	630 信託・信託業務業		960 外国公務			
270 紙・紙製品製造業	640 貸付業、クレジットサービス業等(貸付業務)		970 国際公務			
280 電子部品・デバイス・電子回路製造業	650 金融商品取引業、商品先物取引業		980 地方公務			
290 電気機械器具製造業	660 補助的金融業等	T 娯楽・文化・スポーツ (他に分類されないもの)	990 分類不能の業			
300 情報通信機械器具製造業	670 信託業(信託以外の信託、信託サービス業を含む)					
310 輸送用機械器具製造業	680 不動産取引業					
320 その他の製造業	690 不動産賃貸業・管理業					
E 電気・ガス・熱供給・水道業	330 電気業	700 物品買付業				
	340 ガス業					
	350 熱供給業					
360 水道業						

申請に当たり、下記事項を必ず確認し、宣誓・同意を頂いた上で申請を行ってください。

次の1~4までのいずれにも宣誓し、次の5~15までのいずれにも同意し、宣誓及び同意した旨を記載した書類を提出した者でなければ、特別支援金を給付しません。また、申請者が虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、知事は、当該申請者について特別支援金を給付しないこと(以下「不給付」という。)を決定します。また、申請者が既に特別支援金の給付を受けていた場合は、知事は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、速やかに事務局に特別支援金を返還するよう求めます。

1. 給付要件を満たしていること
2. 基本情報及び証拠書類等(以下「基本情報等」という。)に虚偽のないこと
3. 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
4. 特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
5. 確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに道又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により5年間保存すること
6. 国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(以下「一時支援金」という。)の対象としないことを確認しており、道の特別支援金受給後に国の一時支援金を申請する場合は、速やかに道の特別支援金を返還すること
7. 飲食店であって、知事による営業時間短縮・休業要請等の対象となっている事業者は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
8. 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、第5号で保存している情報を速やかに提出すること
9. 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が第12条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
10. 無資格受給(申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。)又は不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、第12条に従い特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
11. 提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び特別支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること
12. 業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
13. 新北海道スタイルの取組を実践していること
14. 申請書に記載された情報について、公的機関(税務当局、警察、保健所、市町村等)の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること
15. 本手引きに従うこと